

## 稚内市自立支援協議会設置要綱

### (設置)

第1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3の規定に基づき、障がい者等への支援の体制の整備を図るため、稚内市自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 前項の協議会は、関係機関等（法第89条の3第1項に規定する関係機関等をいう。以下同じ。）が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

### (協議会の構成)

第2 協議会は、構成員25人以内で構成する。

2 構成員は、障がい福祉に関し知識又は経験を有する次に掲げる者のうちから、市長が依頼する。

- (1) 市内の障がい者団体又は家族会に所属する者
- (2) 相談支援事業者の職員
- (3) 関係福祉団体に所属する者
- (4) 障がい福祉サービス事業者の職員
- (5) 教育関係者
- (6) 雇用関係者
- (7) 保健医療関係者
- (8) 関係行政機関の職員

3 構成員の任期は、依頼の日から当該日の属する年度の翌々年度の末日までとする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 構成員は、再任されることができる。

### (協議事項)

第3 協議会の構成員は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 相談支援事業（法第77条第1項第3号に規定する事業をいう。）の運営等に関すること。
- (2) 個別の事例等への対応方法に関すること。
- (3) 関係機関等によるネットワーク構築に関すること。

- (4) 障がい者の福祉の向上に必要となる地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 障がい福祉計画等に関すること。
- (6) 障がい者虐待防止に関すること。
- (7) その他構成員が必要と認めること。

(会長及び副会長)

第4 協議会に、市長の依頼により会長及び副会長若干人を置く。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。副会長が2人以上置かれている場合にあつては、あらかじめ会長が定めた順序で、その職務を代理する。

(全体会)

第5 協議会の会議は、全体会と称し、必要に応じ、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し、全体会への出席を求めることができる。

(専門部会)

第6 協議会は、第3に規定する協議事項について専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に属すべき構成員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する構成員のうちから会長が指名する。

4 部会の会議は、部会長が招集する。

5 部会長は、必要があると認めるときは、当該部会に属する構成員以外の者に対し、部会の会議への出席を求めることができる。

(運営会議)

第7 協議会は、その運営に関する調整を図るため、運営会議を置くことができる。

2 運営会議は、会長、各部会長その他会長が必要と認める構成員で構成する。

(庶務)

第8 協議会の庶務は、生活福祉部社会福祉課において処理する。

(秘密の保持)

第9 協議会の構成員は、会議上知り得た事項を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第10 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の施行後最初に依頼される構成員の任期は、改正後の第2第3項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和2年10月2日から施行する。